

宮崎県育英資金 事務のてびき

高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程）
【学校担当者用】

宮崎県育英資金とは

将来有能な人材を育成することを目的として、向学心に富み、優れた素質を有する学生又は生徒であって、経済的理由により修学が困難なものに対し、育英資金を貸与するものです。

育英資金は生徒本人が借りるものであり、卒業等により貸与が終了した後には返す必要があります。

返還された育英資金が、次に育英資金を必要とする生徒に貸与されていきます。



令和6年2月

宮崎県教育委員会

目 次

第1章 募集概要	1
1 採用の種類	1
2 申請の要件	1
3 育英資金の貸与月額・貸与期間	3
4 連帯保証人	4
第2章 申請・推薦の手続き	5
1 申請から決定までの流れ	5
2 推薦	7
3 緊急採用	10
4 スポーツ選手等貸与枠	14
第3章 貸与決定後の手続等について	19
1 貸与決定後の手続	19
2 育英資金の送金	20
3 貸与中の異動	21
第4章 育英資金の返還	25
1 育英資金の返還	25
2 育英資金の返還猶予	25
3 育英資金の返還免除	25
別表1 特例推薦基準2②のアに係る基準額算定表	26
別表2 へき地該当小学校・中学校等一覧	27
様式集	28

(参考) 宮崎県育英資金貸与事務年間予定表

第1章 募集概要

1 採用の種類

(1) 在学採用

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の本科及び特に認められた専攻科、高等専門学校又は専修学校の高等課程に在学している生徒が対象。スポーツ選手等貸与枠がある。募集は3月下旬から4月下旬。

(2) 緊急採用

在学中に生じた家計急変事由により、緊急に育英資金借入れの必要が生じた場合に申請ができる(第2章「3 緊急採用」10頁)。随時募集。

(3) 予約採用（中学3年生対象）

翌年度4月に高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に進学を予定している生徒が対象。募集は7月から9月下旬。

2 申請の要件

申請者は、次の①～③の要件を全て備える者とする。

- ① 申請者本人（以下「本人」という。）の主たる生計維持者が宮崎県内に居住していること。
- ② 高等学校の本科及び特に認められた専攻科、高等専門学校又は専修学校の高等課程に在学していること。
- ③ 向学心に富み、優れた素質を有しながら、経済的理由により修学が困難であること。

※ 本人の主たる生計維持者が、転勤等により一時的に家族と別居して県外に居住する場合、他の家族が宮崎県内に居住していれば、資格があるものとみなす。

※ 「特に認められた専攻科」とは以下の専攻科をいう。

- ・特別支援学校の専攻科
- ・高等学校又は中等教育学校の専攻科
(衛生看護専攻科、介護福祉専攻科、自動車専攻科、水産・海洋系専攻科など)

※ 以下の①～⑥に該当する者は新たに当育英資金の貸与を受けることができない。

ただし、③については例外もあるため、県教育委員会に相談すること。

- ① 現に当育英資金の貸与を受けている者
- ② 現に日本学生支援機構奨学金（貸与型）の貸与を受けている者
- ③ 現に母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金を受けている者
- ④ 現に高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金を受けている者
- ⑤ その他、当育英資金との重複貸与を認めていない奨学金を現に受けている者
- ⑥ 既に修業年限相当期間（通算）、上記①～⑤で掲げるものを含む高等学校奨学金を受けている者

※ 在日外国人の申請資格は、「2 申請の要件」（1頁）のほか、次のとおりとする。

在日外国人のうち下記の「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する法定特別永住者及び「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」第2条の2に規定する別表第2による在留者で、表外の●印に該当する者及び※印に該当する者のうち●印に準ずると認められる者は、申請資格がある。

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第3条

(法定特別永住者)	
第3条 平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫でこの法律の施行の際次の各号の1に該当しているものは、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。	
1 次のいずれかに該当する者	
イ	附則第10条の規定による改正前のポツダム宣言の受託に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭和27年法律第126条）（以下「旧昭和27年法律第126号」という）第2条第6項の規定により在留する者
ロ	附則第6条の規定による廃止前の日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（昭和40年法律第146号）（以下「旧日韓特別法」という）に基づく永住の許可を受けている者
ハ	附則第7条の規定による改正前の入管法（以下「旧入管法」という）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
2 旧入管法別表第2の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもって在留する者	

出入国管理及び難民認定法 別表第2

	在留資格	本邦において有する身分又は地位
●	永住者	法務大臣が永住を認める者
※	日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者
●	永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者
※	定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の期間を指定して居住を認める者

ただし、永住者又は永住者の配偶者等に準ずると当該者が在学する学校の長が認められた者に限る（将来永住する意思のない者は、申込みができない）。

3 育英資金の貸与月額・貸与期間

(1) 貸与月額

- ① 育英資金の種類、学校種別及び通学方法により設定された各区分の以下の3つの月額からいずれかを申請者が選択する。

区 分	一般育英資金		へき地育英資金	
	国・公立	私 立	国・公立	私 立
自 宅 月 額	18,000円	30,000円	27,000円	34,000円
	14,000円	23,000円	21,000円	26,000円
	9,000円	15,000円	14,000円	17,000円
自 宅 外 月 額	23,000円	35,000円	38,000円	45,000円
	18,000円	27,000円	29,000円	34,000円
	12,000円	18,000円	19,000円	23,000円

- ② 「自宅外月額」の適用基準について

ア 以下に該当し、自宅外月額での貸与を希望する者には、自宅外月額を貸与する。それ以外の者は自宅月額での貸与となる。

- (ア) 申請月現在、現に自宅外から通学している者
- (イ) 自宅から通学している者で特別の事情がある者

イ アの認定は以下の考え方で行う。

(ア) 「自宅」とは、本人と生計を一にする家族の住所をいう。

なお、転勤等の関係で主たる生計維持者が一時的に家族と別居している場合は、その家族の住所を自宅とみなす。

(イ) 自宅外から通学している事実は、原則として育英資金貸与申請書及び住民票等により、本人及び自宅の住所を確認のうえ認定する。

なお、次のa～bの場合は、それぞれの方法によって確認すれば住所の証明書による確認の必要はない（本人のみ自宅外のため、本人住民票を自宅から異動させない場合も含む）。

a 生徒指導要録等により本人の住所を確認した場合。

b 全寮制高校等入学者、離島・山村辺地に自宅がある者等、明らかに自宅通学が不可能な事実を学校長が確認した場合。

(ウ) 自宅通学の者で、特別の事情がある者とは、以下の事情が認められる者をいう。

a 2親等内の親族のうち、父母及び祖父母がなく、本人以外は20歳未満の兄弟姉妹だけの世帯構成の者

b 都道府県知事から養育を委託されている人に養育されている者

c 単独生計者

- ③ へき地育英資金は、申請者の生計を主として維持する者が「へき地手当等に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第8号）」で定める宮崎県内のへき地に居住していることが条件となる（別表2「へき地該当小学校・中学校等一覧」27頁参照）。

なお、へき地育英資金を希望しても、予算の範囲内での採用となるため、一般育英資金で採用になる場合もある。

(2) 貸与期間

- ① 在学採用は、申請年度の4月から正規の修業年限の終期までとする。
※ 専攻科へ入学又は進学予定の者は、専攻科の修業年限も含む。
- ② 緊急採用は、原則として申請月から採用された年度の翌年度末までとする。
なお、申請時期によっては翌年度の採用になる場合もある。
※ 詳細は第2章「3 緊急採用」10頁。
- ③ 予約採用は、高等学校等入学年度の4月から修業年限の終期までとする。

4 連帯保証人

育英資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人を2人立てなければならない。

- (1) 父又は母（父又は母がいない場合はそれに代わる方）
- (2) (1)と生計を別にし所得を有する者で保証債務を負うことができる者（原則65歳未満、年収150万円以上の者）。

※ 連帯保証人になることができない者

- ① 破産、個人再生若しくは任意整理等の債務整理中である人、又は、過去に債務整理をした者
- ② 連帯保証人としての責任と保証債務を理解していない者
- ③ 宮崎県育英資金を滞納している貸与生本人又はその連帯保証人であって、滞納を解消する見込みのない者
- ④ 無収入、無貯蓄である者（父又は母の場合を除く）
- ⑤ 生活保護受給中の者（父又は母の場合を除く）

第2章 申請・推薦の手続き

1 申請から決定までの流れ

(1) 申請

育英資金の貸与を希望する者は、在学する学校の長へ以下の書類を提出する。学校は不備がないかを確認する。必要書類の詳細は募集要項に記載。

- ① 申請書類チェックシート
- ② 「育英資金貸与申請書」
- ③ 「育英資金貸与申請願」（本人記入用）
- ④ 本籍・筆頭者記載の住民票の写し（同一生計の者全員分・コピー不可）
※同一生計であれば別居の祖父母、県外在住の兄弟姉妹についても必要
- ⑤ 収入に関する証明書（同一生計の者全員分 ※未就学児・就学者は不要）
原則、所得証明書又は源泉徴収票
- ⑥ 家族に特別な事情がある場合の証明書
- ⑦ その他県教育委員会が必要と認める書類

提出書類は個人番号（マイナンバー）が記載されていないものとする。

※ ⑥について、以下に示す特定の事情がある世帯の場合、その内容を証明できる書類を添付する。

- ただし、本人が当該特定の事情の考慮を希望しない場合は、添付不要。
- ・ 最近の減収・転職…直近3か月分の給与明細書のコピー等
 - ・ “ ” 退職…離職票、雇用保険受給資格者証のコピーなど、退職日が分かる書類
 - ・ 家族に障がいのある人がいる…身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳等のコピー
 - ・ 家族に長期療養を要する人がいる…医師の診断証明書と医療費の領収書（写し）等のコピー
 - ・ 災害等の被害を受けた…り災証明書のコピー
 - ・ 主たる生計維持者が単身赴任中…1か月分の住居費、光熱水費の領収書等のコピー

(2) 推薦

学校長は、人物・健康・学力の基準を総合的に判断し、基準に合致すると認められた者を推薦する。

推薦に際しては、上記の申請書類とともに次の書類を提出する。

- ① 「宮崎県育英資金在学採用推薦名簿」（29頁）…推薦者全員の名前を記載
 - ② 「推薦調書」（32頁）…推薦者ごとに作成
- ※ 記入例（31, 33頁）を参照。

(3) 適格者の判定

学校から推薦があった者について、県教育委員会が家計状況及び成績等を総合的に判定する。

(4) 採用決定とその後の手続き

①在学採用

ア 県教育委員会は適格者を宮崎県育英資金選考委員会に諮り、同委員会において審査の上、採用・不採用を決定する。ただし、予算の範囲内で採用決定を行うため、申請者が多い場合は、基準を満たしていても採用とならない場合がある。

イ 県教育委員会は、採用が決定した者に在籍校を通して「育英資金貸与決定通知書」を交付する。

ウ 「育英資金貸与決定通知書」を交付された者は、連帯保証人2人が連署・押印した「育英資金借用証書」等を在籍校へ提出する。

②予約採用

ア 県教育委員会は適格者を宮崎県育英資金選考委員会に諮り、同委員会において審査の上、採用・不採用を決定する。ただし、予算の範囲内で採用決定を行うため、申請者が多い場合は、基準を満たしていても採用とならない場合がある。

イ 県教育委員会は、採用が決定した者に中学校を通して「育英資金採用候補者決定通知書」を交付する。

ウ 県教育委員会は進学先の高校等に対して、採用候補者の貸与種類、貸与月額、通学形態等が記載された「宮崎県育英資金予約奨学生名簿（進学確認書）」（以下「進学確認書」という。）を送付する。

エ 進学先の高校等は「進学確認書」の内容を確認し、採用候補者の進学状況や貸与月額、貸与希望の有無について記入する。

オ 進学先の高校等から県教育委員会に対して、「進学確認書」の提出を行う。

カ 県教育委員会は、採用候補者に在籍校を通して「育英資金貸与決定通知書」を交付する。

キ 「育英資金貸与決定通知書」を交付された者は、連帯保証人2人が連署・押印した「育英資金借用証書」等を在籍校へ提出する。

③緊急採用

ア 県教育委員会において審査の上、採用・不採用を決定する。ただし、予算の範囲内で採用決定を行うため、申請者が多い場合は、基準を満たしていても採用とならない場合がある。

イ 県教育委員会は、採用が決定した者に「育英資金貸与決定通知書」を交付する。

ウ 「育英資金貸与決定通知書」を交付された者は、連帯保証人2人が連署・押印した「育英資金借用証書」等を在籍校へ提出する。

2 推薦

(1) 方針

宮崎県育英資金は、「向学心に富み、優れた素質を有する学生又は生徒であって、経済的理由により修学が困難なものに対し、育英資金を貸与することにより、将来有能な人材を育成すること」を目的とする（宮崎県育英資金貸与条例第1条）。

「経済的理由により修学が困難なもの」については、当室において推薦された者の申請書類により確認するため、学校においては、人物・健康・学力の基準について下記留意事項及び（2）基準を総合的に判定し、育英資金が真に必要と学校長が認める者を推薦すること。

〈留意事項〉

- ① 勉学に意欲があり、途中で学業を放棄することがないと認められる者であること。
- ② 本人はもちろんのこと、父母（又はそのいずれかに代わる者）も、育英資金の趣旨を理解し、その返還義務等についても、親権をもつ父母の立場から責任を自覚していること。
- ③ 推薦に当たっては、学校に設置する推薦のための機関（推薦委員会等）に諮るなどし、育英資金貸与生としてふさわしい者を適格者として決定すること。

(2) 基準

◆人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が良好で、当育英資金の返還について十分な責任感があると認められる者であること。

ア 「態度・行動が良好」とは、校内・校外の生活を通じて、規律を重んじ、向学心に富み、意思が固く、かつ、道徳的非違傾向（虚偽・利己・放逸・怠惰・無責任等）がないと認められること。

イ 人物については、推薦委員・学校長・担任等による面接所見、その他学校における諸記録等を参照して総合的に判定すること。

◆健康について

修学に十分耐え得るものと認められること。

健康上の事由により修学上支障があるか否かについて、以下のいずれかにより判定し、修学上支障のない者を推薦するものとする。

ア 定期健康診断による場合

学校保健法による定期健康診断の結果により、医師が修学上支障がないと判断した者。

ただし、1年次に在学する者については、入学者選抜のための健康診断によることができる。

イ 医師の健康診断による場合

上記アの健康診断によることができないときは、医師の健康診断により、修学上の支障がないと判断した者

◆学力について

① 第1学年に在学する者

中学校（中等教育学校の前期課程及び義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）における最終学年の学習成績の評定を全教科について平均した値が

3.0以上（小数点第2位で四捨五入）であること。

※ 学習意欲があり、高等学校等の課程を確実に修了できる見込みがあるが、不登校や特別支援学級への在籍を理由に評定がつかない又は1.0となる生徒の推薦を希望する場合には、その旨を特記した上で、「○相当」（例えば「3.0相当」）と推薦調書及び推薦名簿に記入して構わない。

② 第2学年以上に在学する者

申請時に在学する高等学校等における前学年の学習成績の評定を全教科について平均した値が**3.0以上（小数点第2位で四捨五入）**であること。

※ ただし、上記①、②にかかわらず、これらの値が**3.0未満**であっても、次項に定めるところにより特例として推薦することができる。

(3) 特例推薦

「(2) 基準 ◆学力について」のただし書きは、特例推薦基準1または2に該当する者とする。

※ 学校が推薦した者が学習成績評定平均値が3.0未満の場合、当室において次頁のいずれかに該当することを確認するため、追加の添付書類を求める場合がある。

◆特例推薦基準1：学習成績の評定が「2.7以上3.0未満」

- ① 生計を主として維持する者が規則で定める県内のへき地に居住している者
※「別表2 へき地該当小学校・中学校等一覧」(27頁)の小学校・中学校等
通学区域に居住していることをいう。
- ② 原子爆弾によって被爆した人の子女
※父母又はそのいずれかに代わる者が被爆した人であって、原爆被爆者手帳を
所持している場合を対象とする。
- ③ 災害、病気、その他の事故等により主たる生計維持者を失った者
※生別・死別のほか、心身の機能に高度の障がいを残して労働能力を喪失した
場合も、推薦の対象とすることができる。
- ④ 中国帰国孤児の子女
- ⑤ 申込前1か年以内において火災・風水害等により著しい被害を受けた者及び著
しい被害を受けた者の子女
※本人又は主たる生計維持者が被害者であって、その被害が著しい場合を対象と
する。なお、原則として申請前1か年以内の被害者を対象とするが、被害が特
に著しい場合に限り、申請前2か年以内の者も推薦の対象にできる。

※学習成績の評定が、2.7以上3.0未満の者で上記の①～⑤に該当しない場
合であっても、特例推薦基準2に該当する場合は、推薦することができる。

◆特例推薦基準2：学習成績の評定が「3.0未満」

- ① 障がいのある者
(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者及
びこれに準ずる者)
- ② 次のアからエのいずれかに該当する者
 - ア) その者の属する世帯の全収入額(年収)が生活保護法の規定により厚生労働
大臣が定める基準の例により算定した当該世帯の基準額(年収に換算)の
1.5倍の額以下の者
※「別表1 特例推薦基準2②のアに係る基準額算定表」(26頁)参照。提出
のあった申請書類により当室において確認を行う。
 - イ) その者の属する世帯が生活保護法に基づく保護を受けている者
 - ウ) その者の属する世帯が地方税法の規定により市町村民税を非課税とされた者
 - エ) その者の属する世帯が地方税法の規定により市町村民税を減免された者

3 緊急採用

家計急変のため、緊急に当育英資金借入れの必要が生じた者は、下記により申請することができる。

(1) 対象者

原則として、在学中に家計急変の事由が発生し、その事由が次のいずれかに該当すると学校長が認定する者。

- ① 主たる生計維持者が解雇された場合、又は雇用者側の事情により早期退職した場合。
- ② 再就職したが、収入が著しく減少している場合。
- ③ 主たる生計維持者が死亡又は当該世帯から離別した場合。
- ④ 病気、事故、倒産、その他家計急変の事由により、申請者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合。
- ⑤ 火災、風水害、震災等の災害により災害救助法・天災融資法等の適用を受ける著しい被害又はこれらに準ずる被害が生じたことにより、申請者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合。
- ⑥ 主たる生計維持者が宮崎県外から宮崎県内へ転居したことにより、他の都道府県が実施し、又は委託する高等学校等奨学金事業等により受給していた奨学金が停止された場合。

(2) 基準

- ① 学力について
勉学に意欲があり、高等学校等の課程を確実に修了できる見込みがあること。
- ② 家計について
在学採用の例に準ずる。

(3) 採用時期

随時受け付ける。ただし、必ず事前に育英資金室に相談すること。

育英資金室が緊急採用に該当すると判断した場合は、学校宛てに申請書等の様式及び必要書類の案内を送付するため、申請希望者に配付すること。

なお、申請時期によっては翌年度の採用となることがある。

(4) 貸与期間

- ① 貸与の始期は、申請日の属する月からとする。
- ② 貸与期間は、原則として貸与の始期から採用年度の翌年度末までとする。ただし、当該翌年度の1月時点において、引き続き育英資金の貸与が必要であると学校長が認める事情が存する場合は、1年間延長ができる。この場合は、「緊急採用奨学金継続願(12頁)」及び「育英資金貸与額変更申請書(36頁)」が必要となる。

(5) 申請・推薦手続き

緊急採用を要する理由の申出書やその事実を証する証明書を申請書に添え、提出させる。

申請者からの書類提出後、在学採用と同様に緊急採用推薦名簿及び推薦調書を作成し、申請書類とともに育英資金室に提出する。

(6) 採用後の手続き

在学採用と同様に借用証書等が提出されてから送金する。初回送金日は貸与生（または第一連帯保証人）に直接案内する。2回目以降の送金日は他の貸与生と同じ。

緊急採用奨学金継続願

宮崎県教育委員会 殿

令和 年 月 日

学 校 名		学科名 学 年	
採用決定番号		ふりがな 氏 名	(印)

緊急採用奨学金を受けておりますが、下記の事情のとおり来年度においても奨学金を必要としますので、継続貸与をお願いします。

継続貸与を希望する家庭事情（できるだけ詳しく具体的に記入してください）

世帯員（続 柄）：
収 入（世帯合計）：
家 計 の 状 況：

【自由記述欄（育英資金の利用状況、勉学や部活への取組み、進路についてなど）】

----- 以下 学 校 記 入 欄 -----

上記の願出のとおり、引き続き育英資金の貸与を受ける必要があり、当初の推薦時と変わらず、人物、健康、学力においても貸与を受けることが適当であると認めます。

令和 年 月 日

学 校 名

学校長名

職印

(記入例)

緊急採用奨学金継続願

宮崎県教育委員会 殿

令和 年 月 日

学 校 名	育英高等学校	学科名 学 年	普通科 2年
採用決定番号	20●●●●●●	ふりがな 氏 名	いくえい たろう 育英 太郎 (印)

緊急採用奨学金を受けておりますが、下記の事情のとおり来年度においても奨学金を必要としますので、継続貸与をお願いします。

継続貸与を希望する家庭事情（できるだけ詳しく具体的に記入してください）

世帯員（続 柄）： 父、母、本人、弟、妹

収 入（世帯合計）： 〇万円

仕 事 の 状 況： 父の仕事は変わっていないが、母のパートでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、出勤日数の減少が続いており、家計状況は好転していない。

【自由記述欄（育英資金の利用状況、勉強や部活への取組み、進路についてなど）】

現在、主に学習教材の購入や部活の備品購入等に育英資金を利用している。
高校卒業後は大学進学を予定しており、現在は苦手教科を中心に、これまでの復習をしているところである。
部活は、●●部に所属しており、来年度の高校総体で〇位入賞を目標に取り組んでいる。

自分の下に、弟と妹がおり、家計的にも裕福な状況ではないため、引き続き育英資金の貸与を希望する。

-----以下学校記入欄-----

上記の願出のとおり、引き続き育英資金の貸与を受ける必要があり、当初の推薦時と変わらず、人物、健康、学力においても貸与を受けることが適当であると認めます。

令和 年 月 日

学 校 名

学校長名

〔職印〕

4 スポーツ選手等貸与枠

特にスポーツや文化(以下、「スポーツ等」という。)の分野において優れた実績等を有する高等学校等の生徒に対して育英資金を貸与することにより、スポーツ等の分野における有能な人材の育成及び本県におけるスポーツ等の振興に資することを目的として、在学採用においてスポーツ選手等貸与枠を設けている。

(1) 申請資格

経済的に修学が困難であり、かつ、下記のいずれかに該当する生徒で、その者の主たる生計維持者が宮崎県内に在住していること。

- ① 宮崎県競技力強化指定校指定部所属部員又は入部予定者
- ② 全国規模の大会又は九州ブロックの大会に出場した者
- ③ 全国選抜選手として指定された者
- ④ 都道府県又はブロック選抜選手として指定され、かつ、活躍した者
- ⑤ 全国高等学校総合文化祭に出場し、又は出品した者(これらの予定者を含む。)
- ⑥ その他 ①～⑤ に相当すると、各都道府県高等学校体育連盟、各都道府県高等学校文化連盟、各都道府県高校野球連盟が認める者

※ 団体競技においては、当該成績を得た際の出場チームの構成員とする。

※ 成績等は、直近1年間のものとする。

※ 「経済的に修学が困難」であるかどうかについては、推薦された者の申請書類により、育英資金室において確認、判断する。

(2) 申請手続

【学校の対応】

生徒から、スポーツ選手等貸与枠での育英資金貸与申請があった場合、各都道府県高等学校体育連盟、各都道府県高等学校文化連盟又は各都道府県高校野球連盟(以下「団体」という。)に対し、スポーツ選手等貸与推薦書(別記様式第1号(16頁))及びスポーツ選手等貸与申請に係る実績報告書(別記様式第2号(17頁))を提出するよう依頼する。

【団体の対応】

依頼のあった団体は、申請のあった生徒が、今後も当該スポーツ等の分野において優秀な成績を収める可能性が高く、育英資金の貸与を受けるのに適していると認める場合には、各書類を学校へ提出する。

(3) 学校の推薦基準

スポーツ選手等貸与においては、学校の推薦に係る学力基準を、「勉学に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあること」とする。

※ 学力の平均評定は一切問わない。3.0未満であっても、学業を修了できる見込みがあれば推薦できる。

※ スポーツ選手等貸与の申請者については、推薦名簿においては、スポーツ選手等貸与による推薦者欄に人数を記載すること。

※ 学力以外の、「人物」や「健康」の基準は、通常の在学採用の基準と同じ基準で推薦すること(8頁)。

(4) 採用数
毎年度100名程度

※ 採用枠を越えて、スポーツ選手等貸与の申請があった場合には、一般の貸与枠で採用される場合がある。この場合は、通常の学力基準等に基づいて、選考を行う。

(5) 選考方法

県教育委員会において、収入審査を行った後、宮崎県育英資金選考委員会に諮り、適格者を選考する。

※ 収入審査は、通常の在学採用と同じ基準により行う。

(6) 留意事項

その他、宮崎県育英資金貸与に係る事項については、在学採用の取扱いに準じる。
学校から、団体への依頼については、18頁に参考様式を貼付。

(スポーツ選手等貸与 別記様式第1号)

年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

連盟名

連盟長名

職印

宮崎県育英資金スポーツ選手等貸与推薦書

宮崎県育英資金スポーツ選手等貸与枠に申請があった下記の者については、別添のとおり成績等であり、今後もスポーツ等の分野において優秀な成績等を取める可能性が充分に見込めるため、本奨学生に採用されるよう推薦します。

記

学校名		学年	
所属部活		氏名	

(スポーツ選手等貸与 別記様式第2号)

宮崎県育英資金スポーツ選手等貸与申請に係る実績報告書

宮崎県教育委員会 殿

連盟名

ふりがな 氏 名		性別	男 ・ 女
競技名			

大会等名	年 度	競技等種別	成績等

担当者：
電 話：

年 月 日

{
○○県高等学校体育連盟
○○県高等学校文化連盟
○○県高校野球連盟
} 御中

学校名：

宮崎県育英資金スポーツ等選手等貸与に係る推薦書及び実績報告書の提出
について（依頼）

日頃よりお世話になっております。

さて、この度、本学の下記の生徒から宮崎県育英資金のスポーツ選手等貸与枠での貸与申請がありました。

宮崎県育英資金は、経済的理由により修学が困難な者に対して、県が無利子で貸与する奨学金です。このうち、スポーツ等の分野における有能な人材の育成などを目的として、スポーツ選手等貸与枠が設けられているところですが、当該申請に際しては、貴連盟からの推薦書及び実績報告書が必要となります。

つきましては、別紙「スポーツ選手等貸与枠者採用推薦書（別記様式第1号）」及び「スポーツ選手等貸与申請に係る実績報告書（別記様式第2号）」の御提出をお願いします。

なお、お忙しい中大変恐縮ではございますが、提出期限につきましては、令和 年 月 日までをお願いします。

記

学 校 名		学 年	
所属部活		氏 名	

担 当：
連絡先：

第3章 貸与決定後の手続等について

1 貸与決定後の手続

(1) 提出書類

採用者として決定し、「育英資金貸与決定通知書」の交付を受けた者は、以下①～⑧の書類を県教育委員会に提出しなければならない。

提出書類

①	借用書類チェックシート
②	育英資金借用証書
③	申立書
④	宮崎県育英資金貸付金口座振替支払申出書 ※ 貸付金口座は貸与生本人名義の口座に限る。 ※ 届出できる金融機関は口座振替支払申出書に記載している金融機関のみ。

添付書類

	添付書類名	貸与生	第一連帯保証人	第二連帯保証人
⑤	振込口座の通帳のコピー	○	×	×
⑥	印鑑登録証明書	×	○	○
⑦	本籍及び筆頭者の記載がある住民票	○	○	○
⑧	収入が確認できる書類（所得証明書）	×	×	○

※ 借用証書の記入例等の詳細は、採用決定後に配布する「貸与生のてびき」に記載。

(2) 採用の辞退

育英資金の貸与生は、いつでも在学学校長を経て辞退を申し出ることができる。
採用を辞退する場合は、育英資金異動届を提出する。

(参考) 採用決定番号について

貸与決定通知書等に記載されている、貸与生ごとに割り振られた番号で、返還終了まで使用。育英資金室に連絡する際は、採用決定番号と貸与生氏名を確認する。

2 育英資金の送金

(1) 送金日について

- ① 原則として、4月、7月、10月及び1月の年4回（3か月ごと）に分けて、貸与生名義の口座に振り込む。送金日の詳細は県ホームページに掲載する。
ただし、初年度の第1回目送金は、予約採用は5月下旬頃（4月～6月分）、在学採用は8月下旬頃（4月～9月分）となる。
- ② 県教育委員会は、3月上旬及び9月上旬の計2回学校に対し、生徒の在籍に異動がないか、確認を依頼する。
- ③ ②により在籍異動の連絡があった場合、確認のため該当生徒の送金を一旦保留とする場合があるので、留意すること（連絡が必要な異動については、異動内容一覧(21頁)を参照）。
- ④ 貸与生の異動があった場合は、「育英資金異動届」（34頁）等を提出する。

在籍確認及び送金時期一覧

	送金時期	在籍確認時期	備考
第1四半期	4月下旬	3月上旬	4～6月分送金
第2四半期	7月上旬		7～9月分送金
第3四半期	10月上旬	9月上旬	10～12月分送金
第4四半期	1月上旬		1～3月分送金

(2) 送金先について

育英資金の送金は、原則として貸与生名義の口座に振込を行う。

※ 振込不能とならないよう、改氏名・口座変更などが生じた場合は、直ちに「宮崎県育英資金貸付金口座振替支払申出書」及び通帳のコピーを提出すること。

3 貸与中の異動

(1) 異動内容一覧

異動内容	提出書類	添付書類
貸与種類・区分変更	育英資金異動届（34頁） ※育英資金貸与額変更申請書（36頁） （貸与額が変更となる場合）	貸与額変更申請書には 印鑑登録証明書を添付。 （借用証書提出時と印鑑登録 証明書が同じ場合は省略 可。）
退学・辞退等 （停止となる場合）	育英資金異動届	特になし
休学・留年等 （休止となる場合）	育英資金異動届	特になし
再開	育英資金異動届	特になし
転学	育英資金転学时継続願(37頁) ※育英資金貸与額変更申請書 （貸与額が変更となる場合） ※育英資金異動届 （区分が変更となる場合）	貸与額変更申請書には 印鑑登録証明書を添付。
転籍	育英資金異動届	特になし
留学	育英資金異動届	留学証明書 （入学許可証等）
専攻科進学	育英資金異動届 育英資金貸与額変更申請書	印鑑登録証明書
貸与額変更	育英資金貸与額変更申請書 （増額の場合、連帯保証人2人の実印 押印が必要）	印鑑登録証明書

※ 本人・連帯保証人の氏名・住所変更があったとき（24頁参照）、育英資金の振込口座を
変更するとき（20頁参照）、連帯保証人の変更があるときは、直接育英資金室に連絡する
よう貸与生に促す。

(2) 貸与種類・区分変更

ア 「自宅外通学」から「自宅通学」となった場合

例：当初、寮に入っていたが、自宅から通学することになった

提出書類	届出事由
育英資金異動届	<input checked="" type="checkbox"/> 貸与区分変更（RO年〇月付） <input checked="" type="checkbox"/> その他（RO年〇月付 届出内容 自宅外から自宅に変更）

イ 「へき地育英資金」の条件に該当しなくなった場合

提出書類	届出事由
育英資金異動届	<input checked="" type="checkbox"/> その他（RO.〇月付 届出内容 へき地から一般に変更）

※「自宅通学（自宅外通学）」から「自宅外通学（自宅通学）」への変更で貸与月額が増額（減額）になる場合等、貸与額が変更となる場合は、育英資金貸与額変更申請書を添付。

(3) 停止（以下の場合、いずれも貸与生としての資格はなくなる。）

ア 辞退……育英資金を必要としなくなり、その旨を届け出る場合

イ 退学……在学中に自己都合又は学則処分によって学籍を失う場合

ウ 停学……学則処分等により登校を一定期間停止される場合

エ 休学……休学した場合 ※1

オ 留年……進級できずに留年や降学年の転学をした場合 ※1

カ 長期欠席…連続する1月以上の欠席をした場合 ※1

キ 死亡

ク 正当な理由なく長期間連帯保証人を補充することなく欠けた状態とした場合

※1 病気などやむを得ない場合を除く。

提出書類	届出事由
育英資金異動届	該当する項目をチェック（ <input checked="" type="checkbox"/> ）、日付を記入 <input checked="" type="checkbox"/> 退学（RO年〇月付）

(注意)停止により貸与が終了した場合、育英資金室への届け出時点で貸与生が受け取っている育英資金の総額が、その後返還が必要な総額となる。

(4) 休止…貸与生がやむを得ない理由により休学、留年及び長期欠席をした場合

提出書類	届出事由
育英資金異動届	該当する項目をチェック（ <input checked="" type="checkbox"/> ）、日付を記入 <input checked="" type="checkbox"/> 休学（RO年〇月付休学期間RO年〇月〇日～RO年〇月〇日）

※1：休学や留年後に、復学、進級等により育英資金の貸与を再開する場合は、「再開」の異動届の提出が必要。

※2：休学や留年後に復学し、一度育英資金を貸与を受けた学年を再度履修する場合、重複する期間の育英資金は受けることができない。

例：令和6年度9月分までの振込（7月送金）後「令和6年8月～令和7年3月」間休学、令和7年4月から復学し同学年を再履修する場合、前年で貸与を受けた「4～9月」分は、既に貸与を受けているため、10月からの貸与再開となる。

(5) 転学…貸与生が他の学校へ転校する場合（学校長が推薦する場合に限る。）

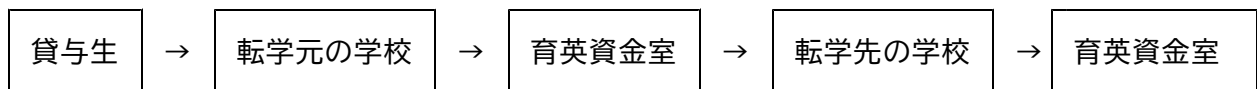
ア 貸与生は転学した後も継続して貸与を希望する時は、「育英資金転学时継続願」を在学学校（転学元）に提出する。

なお、転学により貸与額の変更が発生する場合は、育英資金貸与額変更申請書を併せて提出する。

イ 「育英資金転学时継続願」の記入内容に不備がなく、学校長が推薦をする場合には、提出された「育英資金転学时継続願」を育英資金室に提出する。推薦できない場合は、辞退の育英資金異動届を貸与生に提出してもらう。

ウ 育英資金室から転学先の学校に「育英資金転学时継続願」を送付するため、転学先は記入内容に間違いがないか確認し、学校長が推薦をする場合には、育英資金室へ「育英資金転学时継続願」を返送する。推薦できない場合は、辞退の育英資金異動届を貸与生に提出してもらう。

【育英資金転学时継続願提出の流れ】



提出書類
育英資金転学时継続願
○貸与額変更となる場合…育英資金貸与額変更申請書を添付
○区分変更となる場合…育英資金異動届を添付

※ 転籍（同一学校内で課程を変更）の場合は、育英資金異動届を提出

(6) 留学

次の3条件を満たした場合には、留学期間中も継続して貸与を希望できるため、貸与生が希望する場合には下記の書類を提出してもらう。条件を満たさない場合は「休止」の異動届を提出させる。

- ア 取得単位に互換性があること。
- イ 留学費用が国費又は準国費でないこと。
- ウ 学校長が教育上有益な海外学修であると判断すること。

提出書類	届出事由
育英資金異動届 留学証明書（入学許可証等）	<input checked="" type="checkbox"/> 留学（R〇年〇月〇日～R〇年〇月〇日）

(7) 専攻科進学（貸与決定時の貸与期間に専攻科への進学期間を含んでいない人）

貸与生が以下の専攻科に進学し、貸与期間の延長を希望する場合は、下記の書類を提出してもらう。

ア 特別支援学校の専攻科

イ 高等学校・中等教育学校専攻科

（衛生看護専攻科、介護福祉専攻科、自動車専攻科、水産海洋系の専攻科など）

提出書類	届出事由
育英資金異動届 育英資金貸与額変更申請書	<input checked="" type="checkbox"/> 専攻科進学

※ 大学、短期大学、高等専門学校の専攻科は該当しない。

(8) 貸与額変更

ア 転学や区分変更により貸与額が変更となる場合や、専攻科進学により当初予定していた貸与総額の変更が生じる場合は、それぞれ次の書類を貸与生に提出してもらう。

提出書類
育英資金貸与額変更申請書 ○ 区分変更の場合…育英資金異動届を添付 ○ 転学の場合…育英資金転学时継続願を添付 ○ 専攻科進学の場合…育英資金異動届を添付

イ 貸与生が、育英資金の種類及び通学の形態、校種によって定められている月額表の範囲内で、貸与月額の変更を希望する場合は、貸与生に育英資金貸与額変更申請書を提出してもらう。【R6変更点】

提出書類
育英資金貸与額変更申請書

※ 申請書の「変更後の貸与総額」は、訂正ができないため、誤った場合は新しい申請書に書き直すよう指導する。

（注意）原則、送金済の育英資金の貸与額は変更せず、次回送金のタイミングから変更となる。

例) 10月に10～12月分の育英資金を送金済で11月に退寮した場合、減額のタイミングは1月送金（1～3月分）からとなる。【R6変更点】

（参考）貸与生及び連帯保証人の住所、氏名等の変更（学校での手続きは不要）

貸与生及び連帯保証人2人の住所や氏名、連絡先等が変更となった場合は、育英資金室への届出が必要となる。

貸与生から相談があった場合は、住所氏名等変更届を育英資金室に直接提出又はインターネットで「宮崎県育英資金 変更」で検索し、電子申請システム経由で届出をするよう助言する。

第4章 育英資金の返還

1 育英資金の返還

育英資金は貸与であり、貸与終了後は規定にしたがって必ず返還しなければならない。
この返還金は、直ちに育英資金の原資となり、後輩に貸与されるものである。

(1) 期間

- ① 育英資金の返還開始時期は貸与終了後6か月経過後、返還の期間は貸与を受けた期間の4倍の期間（最大20年）以内とする。
- ② 当初定めた返還期間を途中で延長することはできない。
- ③ 返還途中に、育英資金の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

(2) 方法

返還は、原則貸与終了年度に登録する貸与生名義口座からの口座振替により行う。

振替日：月賦は、毎月25日 半年賦は7月25日及び12月25日 年賦は、12月25日（振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）
--

※ 毎年度の納入期限は、当該年度末までとする。

(3) 延滞利息

育英資金の返還を怠り納入期限内に返還しなかった場合は、年5%の延滞利息が課せられる。

2 育英資金の返還猶予

次のいずれかに該当し、返還が困難なときは、返還の猶予が認められる場合がある。

返還の猶予を受けようとする者は、猶予を希望する年度に都度、証明書類を添えた「育英資金返還猶予申請書」を県教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 大学院、大学、高等専門学校、高等学校又は専修学校等に在学しているとき（申請時期：4～5月、在学期間中に毎年度提出が必要）。
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、さしあたり育英資金を返還することが困難であると認められるとき（申請時期：随時）。

3 育英資金の返還免除

本人が死亡又は心身障がいにより、返還することができなくなったとき、返還債務の全部又は一部の免除が認められる場合がある。

返還の免除を申請するときは、証明書類を添えた「育英資金返還免除申請書」を県教育委員会に提出しなければならない。

参 考

別表1 特例推薦基準2②のアに係る基準額算定表（9頁関連）

① 給与所得者の場合（源泉徴収票の支払金額※と比較）

区 分		基 準 額
世帯 人員	1人	250 万円
	2人	335
	3人	414
	4人	494
	5人	555
	6人	617
	7人	683
	8人	767
	9人	852

※世帯人員が9人を超える場合は、1人増すごとに76万円を世帯人員9人の基準額に加算する。

（一万円未満切捨て）

② 給与所得者以外の場合（確定申告書の所得金額※と比較）

区 分		基 準 額
世帯 人員	1人	157 万円
	2人	216
	3人	277
	4人	341
	5人	390
	6人	439
	7人	494
	8人	570
	9人	647

※世帯人員が9人を超える場合は1人増すごとに62万円を世帯人員9人の基準額に加算する。

（一万円未満切捨て）

同一世帯内に給与所得者と給与所得者以外の者が混在する場合は下記③により換算の上、②と比較する。

③ 給与所得額換算方法

給与所得者の収入額（給与支払額等）を下記の表により給与所得以外の収入に換算し、給与所得者以外の者の所得と合算して世帯収入を求める。

給与支払額	所得換算金額（給与所得者以外の場合に換算）
360万円以下	給与収入金額 × 70% - 18万円
360万円超 660万円以下	給与収入金額 × 80% - 54万円
660万円超 1,000万円以下	給与収入金額 × 90% - 120万円
1,000万円超 1,500万円以下	給与収入金額 × 95% - 170万円
1,500万円超	給与収入金額 - 245万円

※ 給与所得控除額及び特別控除額を控除する前の収入額と比較すること。

ただし、母（父）子家庭、障がいのある人がいる家庭については、上記基準額に次の加算額を加算できる。

区 分	加算できる対象者	加 算 額
母（父）子 世 帯	児童1人の場合	25 万円
	児童2人の場合	27
	3人以上の児童1人につき加算する金額	1
障がいのある人	身体障害者障害程度等級表の1, 2級に該当する者、療育手帳Aに該当する者、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者等	29
	身体障害者障害程度等級表の3級に該当する者等	20

※ 上記児童には、就学者も含む。

別表2 ハき地該当小学校・中学校等一覧（ハき地手当等に関する規則：抜粋）

令和5年4月1日

学校等区分	市郡名	町村名	学校等名
小学校	西都市		銀上小学校
	東臼杵郡	椎葉村	尾向小学校
	同	同	不土野小学校
	同	同	大河内小学校
	延岡市		三川内小学校
	児湯郡	西米良村	村所小学校
	東臼杵郡	諸塚村	諸塚小学校
	同	同	荒谷小学校
	同	椎葉村	椎葉小学校
	同	同	松尾小学校
	同	美郷町	南郷小学校
	西臼杵郡	五ヶ瀬町	鞍岡小学校
	都城市		吉之元小学校
	同		御池小学校
	日向市		美々津小学校田の原分校
	同		坪谷小学校
	串間市		笠祇小学校
	西臼杵郡	高千穂町	押方小学校
	同	同	田原小学校
	同	同	上野小学校
	同	五ヶ瀬町	三ヶ所小学校
	同	同	坂本小学校
	同	同	上組小学校
	都城市		笛水小学校
	小林市		須木小学校
	串間市		大平小学校
西臼杵郡	高千穂町	岩戸小学校	
同	日之影町	日之影小学校	
同	同	高巣野小学校	
中学校	西都市		銀鏡中学校
	延岡市		三川内中学校
	児湯郡	西米良村	西米良中学校
	東臼杵郡	諸塚村	諸塚中学校
	同	椎葉村	椎葉中学校
	同	美郷町	南郷中学校
	西臼杵郡	高千穂町	上野中学校
	同	五ヶ瀬町	五ヶ瀬中学校
	都城市		笛水中学校
	小林市		須木中学校
西臼杵郡	高千穂町	高千穂中学校	
同	日之影町	日之影中学校	
義務教育学校	延岡市		島野浦学園
	東臼杵郡	美郷町	美郷北義務教育学校
共同調理場	児湯郡	西米良村	西米良村学校給食共同調理場
	東臼杵郡	美郷町	南郷区学校給食センター
	同	同	北郷区学校給食センター

様式集

宮崎県育英資金在学採用推薦名簿	29
宮崎県育英資金在学採用推薦名簿記入例	31
推薦調書	32
推薦調書記入例	33
育英資金異動届	34
育英資金異動届記入例	35
育英資金貸与額変更申請書	36
育英資金転学时継続願	37
住所氏名等変更届	38

宮崎県教育委員会 殿

学 校 名

学校長氏名

職印

宮崎県育英資金在学採用推薦名簿

1 申請状況

学校への提出者数	推薦者数	内 スポーツ選手等推薦による者	人
		内 へき地育英資金を希望する者	人
			人

2 推薦名簿

学年は、申請年度の学年を記入してください。

学習成績欄は前学年の5段階評定の評定平均値を記入してください。

整理番号	学年	氏 名	学習成績	整理番号	学年	氏 名	学習成績
1				9			
2				10			
3				11			
4				12			
5				13			
6				14			
7				15			
8				16			

(このページは、推薦人数が16人を超える場合に使用し、1ページ目と一緒に提出してください。)

【学校名

】

整理 番号	学年	氏 名	学習 成績	整理 番号	学年	氏 名	学習 成績
17				37			
18				38			
19				39			
20				40			
21				41			
22				42			
23				43			
24				44			
25				45			
26				46			
27				47			
28				48			
29				49			
30				50			
31				51			
32				52			
33				53			
34				54			
35				55			
36				56			

宮崎県育英資金在学採用推薦名簿記入例

令和〇年〇月〇日

宮崎県教育委員会 殿

学 校 名 ○○○立○○高校

学校長氏名 ○○ ○○

職印

宮崎県育英資金在学採用推薦名簿

1 申請状況

学校への提出者数	推薦者数	内 スポーツ選手等 による者	推薦者のうち、スポーツ選手等貸与枠による推薦者の人数を記入してください。
9 人	9 人	1	
		内 へき地育英資金 希望する者	推薦者のうち、へき地育英資金希望者数を記入してください。
		0	

2 推薦名簿

学年は、申請年度の学年を記入してください。
学習成績欄は前学年の5段階評定の評定平均値を記入してください。

整理番号	学年	氏名	学習成績	整理番号	学年	氏名	学習成績
1	1	○○ ○○	4.0	9	3	○○ ○○	2.5
2	1	○○ ○○	3.2	10			
3	2	○○ ○○	3.3	11			

推薦者全員の学年、氏名、前学年の成績評定平均値を記入してください。

※ 学校への提出者がいない場合も推薦名簿の提出又はメールによるその旨の連絡が必要です。
名簿の学校名・学校長氏名（提出者が0の場合のみ職印省略可）、学校への提出者数に0を記入し、育英資金室にFAX（0985-20-1164）またはメール（ikueishikin@pref.miyazaki.lg.jp）で送付してください。
名簿を用いず、メールによる連絡でもかまいません。

※ スポーツ選手等貸与枠で推薦する場合は、スポーツ選手等貸与推薦書及びスポーツ選手等貸与申請書に係る実績報告書の提出が必要です（14頁参照）。

推薦調書

宮崎県教育委員会 殿

年 月 日

学校名

校長名

職印

次の者は、宮崎県育英資金の貸与生として適格であると認められますので、推薦します。

フ リ ガ ナ 氏 名	
学 部 学 科 名	
学 年	
卒 業 予 定 年 月	
学 習 成 績（5段階）の 評 定 平 均 値	
通 学 の 別	<input type="checkbox"/> 自宅通学 <input type="checkbox"/> 自宅外通学
特 記 事 項 欄	
学 校 電 話	
学 校 担 当 者 氏 名	

注意事項

- 1 中学校予約採用申請の場合は、学部学科名の欄は記入する必要はありません。
- 2 学習成績（5段階）の評定平均値欄は、採用の別と申請時の学年に応じ、次の期間の全履修科目の学習成績平均値（小数点以下第2位を四捨五入）を記入してください。
 - (1) 予約採用申請の場合…前学年（中学2年次）
 - (2) 在学採用（高校・高等専門学校・専修学校高等課程）申請の場合
 - ア 第1学年…中学3年次
 - イ 第2学年以上…在籍する学校の前学年
 - (3) 在学採用（大学・短大・専修学校専門課程）申請の場合
 - ア 第1学年…高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程在籍期間
 - イ 第2学年以上…在籍する学校の前学年
- 3 家計状況等について、添付資料で把握できない事情がある場合は、面談等により確認した内容を特記事項欄に記入してください。特記事項がない場合は記入不要です。

推薦調書

宮崎県教育委員会 殿

令和〇年 〇月 〇日

学校名 〇〇立〇〇高校

校長名 〇〇 〇〇

職印

次の者は、宮崎県育英資金の貸与生として適格であると認められますので、推薦します。

フリガナ 氏名	〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇
学部学科名	普通科
学年	1年
卒業予定年月	令和〇年3月
学習成績(5段階)の 評定平均値	3.3
通学の別	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅通学 <input type="checkbox"/> 自宅外通学
特記事項欄	<p>特記事項がない場合は記入不要。</p> <p>(例1) 同居している祖父が要介護の状態で、介護の費用が家計を圧迫している。</p> <p>(例2) 現在父母が離婚調停中で、父親とは別居(住民票上は同一世帯)しており、実際の生計は母親の収入のみのため、大変家計が厳しい状況とのこと。</p>
学校電話	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
学校担当者氏名	〇〇 〇〇

前学年の5段階評定の評定平均値(全教科・小数点第2位で四捨五入)を記入してください。

今回の育英資金在学採用に関する問合せ窓口となる担当者名を御記入ください。

育英資金異動届

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

下記の異動が生じましたので、届け出ます。

採用決定番号

貸与生氏名

第一連帯保証人氏名

1 届出の内容（該当箇所の□に✓を入れ、日付・期間等を記入）

- 辞退（ 年 月分から）
- 退学（ 年 月付）
- 休学（ 年 月付 休学期間 年 月 日～ 年 月 日）
- 再開（ 年 月分から）
- 長期欠席（ 年 月 日～ 年 月 日）
- 同学年再履修（ 年 月 日～ 年 月 日）
- 貸与区分変更（ 年 月分から）※貸与額変更の場合は、育英資金貸与額変更申請書を添付
- 転籍・専攻科進学（ 年 月分から）※貸与額変更の場合は、育英資金貸与額変更申請書を添付
- 留学（ 年 月 日～ 年 月 日）
- その他（ 年 月付 届出内容 ）

2 今後の連絡先・文書送付先（ 貸与生 第一連帯保証人 その他（ ））
（住所）

〒 -

（電話 ）

学校記入欄

上記のとおり異動がありましたので、提出します。

年 月 日

学校名

校長名

職印

注意事項

- 1 貸与生、第一連帯保証人が署名、必要事項記入の上、在学する学校に提出してください。
- 2 貸与生から提出を受けた学校は、学校名・校長名を記入、職印押印の上、県教育委員会に提出してください。

育英資金異動届

令和〇年〇月〇日

宮崎県教育委員会 殿

下記の異動が生じたので、届け出ます。

採用決定番号 20〇〇〇〇〇〇

貸与生氏名 宮崎 桜

第一連帯保証人氏名 宮崎 育

1 届出の内容（該当箇所の□に✓を入れ、日付・期間等を記入）

- 辞退（ 年 月分から）
- 退学（ 年 月付）
- 休学（令和〇年9月付 休学期間令和〇年9月1日～令和〇年3月31日）
- 再開（ 年 月分から）
- 長期欠席（ 年 月 日～ 年 月 日）
- 同学年再履修（ 年 月 日～ 年 月 日）
- 貸与区分変更（ 年 月分から）※貸与額変更の場合育英資金貸与額変更添付
- 転籍・専攻科進学（ 年 月分から）※貸与額変更の場合育英資金貸与額変更添付
- 留学（ 年 月 日～ 年 月 日）
- その他（ 年 月付届出内容 ）

2 今後の連絡先・文書送付先（貸与生 第一連帯保証人 その他（ ））
（住所）

〒〇〇〇-〇〇〇
宮崎県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

（電話〇〇〇-〇〇〇）

学校記入欄

上記のとおり異動がありましたので、提出します。

令和〇年〇月〇日
学校名 〇〇立〇〇高校

校長名 〇〇〇〇〇

職印

育英資金貸与額変更申請書

宮崎県教育委員会 殿

年 月 日

育英資金の貸与を受けておりますが、下記のとおり貸与額を変更したいので申請します。

学校・学部学科名・学年

採用決定番号 ()

貸与生氏名(自署) ⑨

第一連帯保証人氏名(自署) 実印

※ 貸与総額(借用申込金額)が増額となる場合

第二連帯保証人氏名(自署) 実印

申請内容

貸与月額の変更		備考
現貸与月額	円	
変更時期	年 月分から	
変更申請貸与月額	円	
変更後の貸与総額 (借用申込金額)	円	

----- 以下学校記入欄 -----

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学校名

校長名

[職印]

注意事項

- 1 貸与生及び連帯保証人(変更の結果、貸与総額が増額となる場合は第二連帯保証人を含む。)が署名、押印し、必要事項を記入後、在学する学校に提出してください。
- 2 連帯保証人は、各自押印した印鑑の印鑑登録証明書を添付してください。
ただし、育英資金借用証書提出時に添付した印鑑登録証明書と同じ場合は、省略することができます。
- 3 貸与生から提出を受けた学校は、学校名・校長名を記入、職印押印の上、県教育委員会に提出してください。

育英資金転学时継続願

宮崎県教育委員会 殿

年 月 日

(採用決定番号)

貸与生氏名

第一連帯保証人氏名

育英資金の貸与を受けておりますが、下記のとおり転学し、転学先においても育英資金の貸与を継続したいので、願います。

転学の状況

転学元		転学先	
学 校 名		学 校 名	
学 科 等	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制	学 科 名	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制
学 年		学 年	
最 終 在 籍 日		転 入 日	
卒 業 予 定 年 月		卒 業 予 定 年 月	

※ 単位制の場合の卒業予定年月は、卒業に要する単位を最短で取得した場合の予定を記入。

在学記入欄

上記のとおり転学し、転学先においても継続して貸与を受けることができる者であると証明します。

年 月 日

学校名

校長名

職印

転学先記入欄

上記のとおり、本校に転入したことを証明します。

年 月 日

学校名

校長名

職印

注意事項

- 1 貸与生、第一連帯保証人が署名、必要事項記入の上、在学先に提出してください。
- 2 貸与生から提出を受けた在学先は、学校名・校長名を記入、職印押印の上、県教育委員会に提出してください。
- 3 転学後、貸与区分の変更等による貸与額の増減がある場合は、育英資金貸与額変更申請書を添付してください。

住所氏名等変更届

宮崎県教育委員会 殿

下記のとおり変更が生じましたので報告します。

※届出人氏名

※借受人との関係 本人 第一連帯保証人 第二連帯保証人

※届出日 年 月 日

※ 採用決定番号			
※ 貸与生氏名			
※ 異動があった者			
※ 変更事項	記入箇所	※ 変更事項	記入箇所
<input type="checkbox"/> 住所	(1)、(2)	<input type="checkbox"/> 返還方法	(5)
<input type="checkbox"/> 氏名	(3)、(4)	<input type="checkbox"/> 返還金口座	(6)、(7)
<input type="checkbox"/> 勤務先	(8)、(9)、(10)	<input type="checkbox"/> 書類送付先	(11)
<input type="checkbox"/> 電話番号	(12)		

住所変更	旧住所	(1)〒 -
	新住所	(2)〒 -
改氏名	ふりがな 変更前氏名	(3)
	ふりがな 変更後氏名	(4)
返還方法		(5) <input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input type="checkbox"/> 年賦
返還金口座（登録・変更）		(6) <input type="checkbox"/> 新規登録 変更（改姓に伴う名義変更を含む） <input type="checkbox"/> その他（ ）
口座振替依頼書の送付希望		(7) <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
勤務先等	名称	(8)
	所在地	(9)〒 -
	電話番号	(10)
書類の送付先		(11) <input type="checkbox"/> 借受人 <input type="checkbox"/> 第一連帯保証人 <input type="checkbox"/> 第二連帯保証人
※連絡先電話番号		(12)

注意事項

- 1 は、該当のに✓印をつけてください。
- 2 ※は必須事項です。必ずご記入ください。
- 3 変更のあった項目及び届出人氏名を記入し、県教育委員会に提出してください。
- 4 収集した個人情報、本育英資金事務のために利用し、それ以外の目的に利用することはありません。
- 5 次の変更は、この様式ではできませんので、所定の様式で届け出てください。
 - ・ 連帯保証人を他の方に変更する場合
 - ・ 貸与中の在籍や貸与額に関する事項を変更する場合
 - ・ 返還中の返還猶予申請・返還免除申請をする場合

宮崎県育英資金貸与事務年間予定表

月	継続貸与	在学採用	予約採用	
4	上旬	募集（3月下旬～4月下旬） ↓	「宮崎県育英資金予約奨学生名簿（進学確認書）」の提出	
	中旬		採用決定通知の送付	
	下旬		第1四半期送金（4～6月分） ↓	借用証書等の提出期限
5	上旬	募集締切	予約採用 第1回送金（4～6月分）	
	中旬			
	下旬			
6	上旬	在学採用選考委員会		
	中旬			
	下旬	採用決定通知&借用証書等提出依頼		
7	上旬	第2四半期送金（7～9月分） ↓	第2四半期送金（7～9月分）	
	中旬			
	下旬	借用証書等の提出期限		
8	上旬	在学採用 第1回送金（4～9月分）	在籍確認依頼（第3四半期） ↓	
	中旬			在籍確認依頼（第3四半期）
	下旬			
9	上旬	↓	↓	
	中旬	在籍確認期限	在籍確認期限	
	下旬		在籍確認期限	
10	上旬	第3四半期送金（10～12月分）		
	中旬			
	下旬			
11	上旬			
	中旬			
	下旬	年度末貸与終了予定者手続依頼 ↓		
12	上旬			
	中旬	貸与終了者手続期限		
	下旬			
1	上旬	第4四半期送金（1～3月分）		
	中旬			
	下旬			
2	上旬			
	中旬	（次年度）担当者向け在学採用説明動画配信		
	下旬	（次年度）在学採用募集依頼		
3	上旬	在籍確認依頼（次年度第1四半期） ↓		
	中旬			
	下旬		（次年度）育英資金予約奨学生名簿（進学確認書）提出依頼	
4	上旬	在籍確認期限		
	中旬		（次年度）採用決定通知の送付	
	下旬	第1四半期送金（4～6月分）	（次年度）借用証書等の提出期限	

【提出・問合せ先】

宮崎県教育庁財務福利課育英資金室

(所在地) 〒880-8502 宮崎県宮崎市橘通東1丁目9番10号

(電話) 0985-32-4472 (FAX)0985-20-1164

※受付時間 8:30~17:15

(E-mail) ikueishikin@pref.miyazaki.lg.jp (代表アドレス)